

第57回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 次 第

日 時：令和3年6月11日（金）14時30分～
場 所：県庁12階大会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. かがわ安心飲食店認証制度及び認証取得補助金について
4. Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について
5. その他

香川県の現状

【6/1～感染拡大防止集中対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
35人	44人

6月 累積新規感染者数 (6月10日現在)	5月 累積新規感染者数
50人	730人

指 標	6月10日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 3.7人 <直近1週間 (6/4～6/10) 35人 >
② 感染経路不明者数の割合	48.6% <①の 35人 のうち感染経路不明は 17人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	0.8 <先週1週間 5/28～6/3) 44人 >
④ 医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	17.8% <入院患者 41人 / 病床230床>
// (入院医療：入院率)	62.5% <入院患者 45人 / 療養者数 72人 >
// (重症者用病床：確保病床の使用率)	17.9% <重症患者 5人 / 病床28床>
⑤ 療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 7.5人 < 72人 [入院 45人、宿泊療養等 27人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	0.4% <陽性 35人 / 検査数 8629人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

1 医療従事者向け優先接種

- 1) 対象者 約39,000人
- 2) 接種開始 3月8日
- 3) 接種場所 基本型 20施設 連携型 303施設 (4月30日現在)
- 4) 接種状況 約76,000回 (6月10日時点) ※接種率は96.4%
- 5) 配送状況 配送済み 78,780回分 (5月16日をもって全量配布完了)

2 高齢者向け優先接種

- 1) 対象者 約297,000人 (65歳以上人口 ※令和元年10月)
- 2) 接種開始 4月12日
- 3) 接種場所 集団接種 (特設会場)、個別接種 (医療機関)
- 4) 接種状況 約111,000回 (6月10日時点) ※接種率は18.7%
- 5) 配送状況 配送済み 412,230回分 (6月6日まで)
配送予定 252,720回分 (6月7日～7月4日)

※国は6月中に全高齢者の2回分を配分し、7月末までに接種を終える方針

※県内においては、全市町が7月末までに高齢者向け接種を完了する見込み

6) 県の支援状況

- ・接種に当たる医療従事者の派遣について、香川大学医学部附属病院及び香川県歯科医師会など関係機関に依頼
- ・香川大学医学部附属病院から、研修医等の派遣のお申し出があり、小豆島町に延べ34人の研修医を派遣いただくこととなったほか、新たにさぬき市に延べ12人の医師を派遣いただくこととなった。

感染拡大防止集中対策期における対策（6月1日以降）について

令和3年5月28日
令和3年6月11日改正

○対策期間：6月1日（火）～6月20日（日）

（医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率がなお高く、引き続き警戒を要することから、上記対策期間において、『医療ひっ迫警戒警報』を発令）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項等）

（1）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
21時以降の不要不急の外出は、自粛するよう協力要請（～6月14日）
混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請
 - 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛するよう協力要請（営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛：～6月14日）
 - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 国の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象区域である都道府県との不要不急の往来自粛を協力要請
 - 県外から本県へ来県される方に、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項等）

- 飲食店への営業時間の短縮を協力要請（令和3年4月7日～4月20日、4月28日～5月11日、5月12日～5月31日、6月1日～6月14日）
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう働きかけ（6月14日～）
- 特に、県外からの集客を抑制するため、集客施設において集客イベントの実施を慎重に

検討するなどの対策をとるよう働きかけ

(別紙(省略):「集客施設への働きかけについて」)

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添2(再掲):業種別ガイドライン

別添7(省略):今後における適切な感染防止対策

別添8(省略):飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」(注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3(再掲):かがわコロナお知らせシステム

別添9(省略):掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
 - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
 - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・食堂や詰め所等でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること
- 介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを要請
- 高齢者のいる障害者施設等の設置者に対し、当該施設従事者を対象に実施する一斉検査の受検に協力することを要請

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

- 催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10(省略):催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11(省略):催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関係する県有施設等は、対策期間中の土曜日及び日曜日について、原則、休館・休園又は利用自粛等の対応(別紙(省略))。
開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。
- 県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう協力要請

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設を充実する。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙(省略):「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」)

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

令和2年 5月15日
 令和2年 8月21日改正
 令和2年12月8日改正
 令和3年 1月8日改正
 令和3年 3月31日改正
 令和3年 4月3日改正
 令和3年 4月19日改正
 令和3年 5月8日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数（直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上（0.5人以上）	24人程度以上（2.5人以上）	48人程度以上（5人以上）	96人程度以上（10人以上）	239人程度以上（25人以上）
		②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
		“ ”（重症者用病床）	—	—	—	—	入院率40%以下	入院率25%以下
	監視体制	⑤療養者数（人口10万人当たりの全療養者数※）※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
⑥直近1週間のPCR陽性率		—	—	—	—	143人程度以上（15人以上）	287人程度以上（30人以上）	
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討								
対応方針	共通事項（※1 ※2）	3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール・積極的活用						
	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1)の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法24⑩による要請】 ・(1)②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法24⑪又は法31の6②による要請】 ・(4)の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店に出入りしないよう要請することを検討	【法24⑫、法31の6②又は法45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」等となった場合には、「緊急事態措置」等として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に夜間の自粛の徹底）について要請を検討	
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の強力な推進	【法24⑩による要請】 ・(3)の対策と同様	【法24⑪又は法31の6①による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	【法24⑫、法31の6②又は法45①による要請】 ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催（※3）	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物（イベント等）の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法24⑨による要請】 ・(2)の対策と同様	【法24⑩による要請】 ・(2)の対策と同様	【法24⑪又は法31の6①による要請】 ・(2)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	【法24⑫、法31の6②又は法45①による要請】 ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開催		・(2)の対策と同様	・(2)の対策と同様	・(2)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 時短等を要請する場合は、県内の感染状況や基本的対応方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対応方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対応方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討								

かがわ安心飲食店認証制度

飲食店における感染拡大防止を図るため、感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証する制度です。飲食店の皆様には、本制度の趣旨をご理解いただき、積極的に活用していただくようお願いします。

- 飲食店等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ、認証します。
- 認証施設には、認証ステッカーを交付し、Webサイトで公開します。
- 認証取得に要した経費を補助する制度も設けています。

対象事業者

香川県内において、**食品衛生法**（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可を得た店舗を有し、**飲食店**又は**喫茶店**の営業を行う**法人**又は**個人事業主**

※宅配専門店、テイクアウト専門店、キッチンカー等は対象外になります。

認証までの流れ

【1 申請】

郵送または電子申請（7月上旬頃 Web サイト開設予定）で申請してください。

【2 現地確認】

調査員 2 名が店舗で認証基準に適合しているかを確認します。

※現地確認の際は、事前連絡の上、訪問します。

【3 認証】

認証基準に適合していることが確認できたら、後日認証ステッカーを送付します。

認証基準

認証基準のポイントは裏面を参照してください。

認証を受けると

安心してご利用できるお店であることをアピールできます。

- ・認証ステッカーを交付します。
- ・Webサイトで認証店のリストや地図表示により公開します（7月上旬頃）。
- ・その他、認証取得のメリットを検討しています。

申請受付開始

令和 3 年 6 月 1 4 日から認証申請、問合せ等の受付を開始します。

【かがわ安心飲食店認証事務局（コールセンター）】
高松市寿町 2 - 4 - 2 0 高松センタービル 3 階
TEL : 0 8 7 - 8 2 2 - 7 1 1 1

香川飲食店感染防止対策認証制度

認証基準のポイント

1 (1) 来店者の感染症予防 (7項目)

- ・店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
- ・飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請し、咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。等

1 (2) 食事・店内利用 (13項目)

- ・同一グループが使用するテーブルと他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離を1m以上確保するか、アクリル板(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)、で遮蔽する。
- ・テーブル内の配置について、真正面での着座配置をせず、座席の間隔を1m以上確保するか、テーブル上にアクリル板等を設置(正面及び隣席との間)して遮蔽する。等

2 従業員の感染症予防 (6項目)

- ・業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。等

3 施設・設備の衛生管理の徹底 (5項目)

- ・換気設備により必要換気量(一人あたり毎時30m³)を確保し、必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保する。または、窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける)するなどして十分な換気を行う。等

4 チェックリストの作成・公表 (1項目)

- ・施設のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の開け方などを定めたチェックリストを作成し、チェックリストによる毎日の確認について公表する。

5 感染者発生に備えた対処方針 (2項目)

- ・従業員の感染が判明した場合又は感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の指示等に誠実かつ積極的に協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。等

下記の業態は、業種別ガイドラインを参考にして、下記の基準を加えて確認します。

接待を伴う飲食店：入店時にアンケートを実施し、連絡先や体調を記載してもらう。

店舗内が密にならないように、店舗定員の入店の制限を行う。等

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食店：家族等の利用者毎に連絡先の名簿記載を要請。

カラオケ時はマスクの着用を要請し、対人距離を2m以上確保できるよう対策を講じる。等

(2) 食事・店内利用

(異なるグループ間のテーブルの配置)

異なるグループ間の対人距離の確保を行っている。

(具体的な方法)

- 8 グループごとの個室で対応している。
[次のいずれかを満たしていること]
 グループ間が、相互に対人距離を1m以上確保できるように配置している。
 テーブル間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)で遮蔽している。

(同一グループのテーブル席の配置)

テーブル席あり テーブル席なし

※「テーブル席あり」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。

グループ内の対人距離の確保を行っている。

※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合を除く。

9 (具体的な方法)

[次のいずれかを満たしていること]

- 真正面での着座配置をせず、座席の間隔を1m以上確保できるように配置している。
 テーブル上にパーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安。配置は正面及び隣席との間)を設置して遮蔽している。

(カウンターテーブル席の配置)

カウンター席あり カウンター席なし

※「カウンター席あり」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。

対人距離の確保を行っている。

10 (具体的な方法)

[次のいずれかを満たしていること]

- カウンターテーブルの席間を1m以上確保している。
 カウンターテーブル上にパーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)を設置して遮蔽している。

(テーブルがない(ベンチのみ等)場合の席の配置)

テーブルがない席あり テーブルがない席なし

※「テーブルがない席あり」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。

対人距離の確保を行っている。

11 (具体的な方法)

[次のいずれかを満たしていること]

- 席間を1m以上確保している。
 パーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)を設置して遮蔽している。

(密集の防止)

同時に多数の人が集まらないような工夫をしている。

12 (具体的な方法)

- 予約制の活用 滞在時間の制限(2時間程度を目安)
 その他()

(大皿料理への対応)

大皿での提供において対策を行っている。

13 (具体的な方法)

- 個別に提供している。 従業員が取り分けている。
 その他()

(ビュッフェスタイル(セルフ形式)への対応)

ビュッフェスタイル(セルフ形式)での提供をしている。

ビュッフェスタイル(セルフ形式)での提供はしていない。

※「ビュッフェスタイル(セルフ形式)での提供をしている」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。

ビュッフェスタイル(セルフ形式)での提供において対策を行っている。

(具体的な方法)

[次のいずれかを満たしていること]

- 14 利用者の取り分け時の対策(※)を徹底している。
 小皿に盛って提供している。
 従業員が取り分けている

※利用者の取り分け時の対策として以下の全てを実施していること。

- ◎一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。
◎飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護する。
◎取り分け時はマスクを着用する。
◎取り分け用のトングや箸を共有としない。共用とする場合は、頻繁に消毒又は交換をするか、店舗の用意する使い捨て手袋の着用を促す。

	<p>(卓上の共用品)</p> <p><input type="checkbox"/> 卓上の共用調味料、ポット等について対策を行っている。</p>
15	<p>(具体的な方法)</p> <p><input type="checkbox"/> 共用のものは設置せず個別に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的（客入れ替え時又は繁忙時間帯前後等）に消毒している。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
16	<p>(注意喚起)</p> <p><input type="checkbox"/> 以下のような注意喚起を全て行っている。</p> <p>◎お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しを避ける。</p>
17	<p>◎店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避ける。</p>
18	<p>(個室での対応)</p> <p><input type="radio"/> 個室がある <input type="radio"/> 個室は該当しない</p> <p>※「個室がある」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 個室を使用する場合は、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行う。</p>
19	<p>(トイレの使用法)</p> <p><input type="checkbox"/> 以下のような注意喚起を全て行っている。</p> <p>◎トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流す。</p> <p>◎トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施する。</p>
20	<p>(喫煙スペース)</p> <p><input type="radio"/> 喫煙スペースあり <input type="radio"/> 喫煙スペースなし</p> <p>※「喫煙スペースあり」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 喫煙スペースの利用制限を行い、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請している。</p>
<h2>2. 従業員の感染症予防</h2>	
21	<p>(マスクの着用等)</p> <p><input type="checkbox"/> 次の事項を遵守している。</p> <p>◎常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。</p> <p>◎大声での会話を避ける。</p> <p>◎ユニフォームを当日業務終了後など定期的に洗濯をする。</p>
22	<p>(検温・体調確認)</p> <p><input type="checkbox"/> 業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させている。</p>
23	<p>(就業制限)</p> <p><input type="checkbox"/> 感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業を禁止している。</p>
24	<p>(定期的な手指消毒等)</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的にかつ就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施している。</p>
25	<p>(接客対応（カウンター越しの接客対応を含む）)</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保している。</p>
26	<p>(休憩スペース)</p> <p><input type="radio"/> 従業員用の休憩スペースがある <input type="radio"/> 従業員用の休憩スペースはない。</p> <p>※「休憩スペースがある」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。また、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品を定期的に消毒している。</p>

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

(適切な換気)

建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象の施設か。

- 対象施設である 対象施設ではない

建築物衛生法の**対象施設**である場合

- 法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たされていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

建築物衛生の**対象外施設**である場合

- 適切な換気を行っている。

27

(具体的な方法)

[次のいずれかを満たしていること]

- 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30m³）を確保している。
必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、窓とドアを開ける。窓がない場合は、ドアを開けて、機器等により空気の入れ替えを行う）するなどして十分な換気を行っている。
また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。

28

(湿度)

- 湿度40%以上を目安として、適度に加湿する。

29

(共用タオルの禁止)

- 共用のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。

(定期的な清拭消毒)

- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒している。

30

<飲食業で他人と共用し接触が多い部位>

テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど

(具体的な消毒方法)

- 消毒用エタノール 次亜塩素酸ナトリウム 界面活性剤含有の洗浄剤
- その他 ()

(ゴミの処理)

- ゴミの回収時等に次の事項を遵守している。

31

- ◎ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗う。
◎食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ等は、ビニール袋に密閉して処理する。

4. チェックリストの作成・公表

32

- 施設のリスク評価を行ったうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成し、毎日のチェックリストの確認について公表している。

5. 感染者発生に備えた対処方針

(従業員の感染が判明した場合、感染者が当該施設を利用したことが判明した場合の対応)

- 従業員の感染が判明した場合又は感染者が当該施設を利用したことが判明した場合、以下の対応を行う。

33

- ◎保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、感染拡大を防止する対策を講じる。
◎必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。

(従業員への周知)

34

- 従業員に対し、感染の疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための周知を行う。

(★アピール項目)

35

- ★ 認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組としてアピールできる事項です。各店舗において実施されている対策を御記入ください。
具体的な取組内容 ()

(注) 業種別ガイドラインが見直された場合などに認証基準を見直すことがあります。

かがわ安心飲食店認証基準

【接待を伴う飲食店】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号に規定する飲食店においては、本チェックリストにもご記入ください。

1. 来店者への感染予防	
(1) 入店・注文・支払	
(入店のお断りについて)	
<input type="checkbox"/> 店舗入口において、次の場合は入店をお断りさせていただく旨を掲示している。	
1	<input type="checkbox"/> 入店前に検温を行い、発熱（平熱より1度以上）がある場合 <input type="checkbox"/> 軽度であっても風邪症状（せき・のどの痛みなど）がある場合 <input type="checkbox"/> 嘔吐、下痢等の症状がある場合 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合 <input type="checkbox"/> 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 <input type="checkbox"/> 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある場合
2	(アンケートの実施) <input type="checkbox"/> 入店時にアンケートを実施し、連絡先や体調を記載してもらおう。アンケート用紙は1ヶ月保存する。
3	(入店制限) <input type="checkbox"/> 店舗内が密にならないように、店舗定員の50%を目安に入店の制限を行う。
(2) 食事・店内利用	
4	(注意喚起) <input type="checkbox"/> 飲酒が過量とならないよう注意喚起を行っている。
(カラオケに関する項目)	
<input type="radio"/> カラオケを行っている <input type="radio"/> カラオケは行っていない ※「カラオケを行っている」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。	
5	<input type="checkbox"/> カラオケを歌う客に対し、マスクの着用を要請し、対人間の距離を2m以上確保できるよう対策を講じる。
6	<input type="checkbox"/> カラオケマイクは共用とせず、共用とする場合は、カラオケマイクを客が使用したごと又は30分に一度程度、消毒を行う。
7	(客の横についての接客) <input type="checkbox"/> 客の横に着いて一緒にカラオケやダンス等を行うなどの接客は、当面の間自粛する。
8	(客と近距離で行うショー等) <input type="checkbox"/> 客と近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコールなどは当面の間自粛する。実施せざるを得ない場合は、人が密集しないよう、人数の制限や客席とステージの距離（2m）の確保を行う。
2. 従業員の感染症予防	
9	(接客の際の手指消毒の徹底) <input type="checkbox"/> 従業員が客にグラス等を手渡す際及びテーブル移動する際は、手指消毒を徹底する。
10	(従業員への注意喚起) <input type="checkbox"/> 従業員が自身の顔や髪をむやみにさわらないよう注意喚起を行う。

(注) 業種別ガイドラインが見直された場合などに認証基準を見直すことがあります。

かがわ安心飲食店認証基準

【カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食店用】

本認証制度において、カラオケ設備を有する飲食店のうち、「接待を伴う飲食店」以外の飲食店においては、本チェックリストにもご記入ください。

1. 来店者への感染予防	
(1) 入店・注文・支払	
(入店のお断りについて)	
<input type="checkbox"/> 店舗入口において、次の場合は入店をお断りさせていただく旨を掲示している。	
1	<input type="checkbox"/> 入店前に検温を行い、発熱（平熱より1度以上）がある場合 <input type="checkbox"/> 軽度であっても風邪症状（せき・のどの痛みなど）がある場合 <input type="checkbox"/> 嘔吐、下痢等の症状がある場合 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合 <input type="checkbox"/> 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 <input type="checkbox"/> 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある場合
2	(連絡先の記載) <input type="checkbox"/> 来場の際、家族等の利用者毎に連絡先の名簿記載を要請する。
3	(入店制限) <input type="checkbox"/> 店舗内（カラオケボックスにおいては室内）が密にならないように、定員の50%を目安に入店（カラオケボックスの場合は入室）の制限を行うこと。
(2) 食事・店内利用	
(カラオケに関する項目)	
4	<input type="checkbox"/> カラオケを歌う客に対し、マスクの着用を要請し、対人間の距離を2m以上確保できるよう対策を講じる。
5	<input type="checkbox"/> カラオケマイクは共用とせず、共用とする場合は、カラオケマイクを客が使用したごと又は30分に一度程度、消毒を行う。

(注) 業種別ガイドラインが見直された場合などに認証基準を見直すことがあります。

かがわ安心飲食店認証取得補助金

香川県内の飲食店において、「かがわ安心飲食店認証」を取得した事業者の、認証取得に要した感染防止対策の経費について、一部補助します。

対象事業者

以下の①、②を全て満たす事業者が対象となります。

- ① 香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主であること。
- ② かがわ安心飲食店認証を取得した店舗を有し、当該店舗において、認証基準に基づいた感染防止の取組みを行っており、今後も営業を継続する意思を有すること。

補助上限額

- ① 店舗の延床面積が100㎡未満の店舗 : 15万円以内
 - ② 店舗の延床面積が100㎡以上300㎡未満の店舗 : 20万円以内
 - ③ 店舗の延床面積が300㎡以上の店舗 : 25万円以内
- ※複数の店舗で認証を得ている場合は、それぞれの店舗ごとに補助の対象となります。

対象経費

以下の①～③を全て満たす経費が対象となります。

- ① 認証を取得するために要した経費
- ② 令和3年4月4日以降に納品され、支払いが全て完了した経費
- ③ 支出証拠書類によって、購入内容、数量、金額及び支払日が確認できる経費

対象経費区分	主な内容
基本的な感染防止対策に係る経費 (補助率10/10)	(対面・接触・飛沫防止) アクリル板・ビニールカーテン・その他パーティション、使い捨て手袋、マスク、ペーパータオル (消毒・滅菌・洗浄) 手指消毒液、消毒液スタンド、次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤含有の洗浄剤
その他の感染防止対策に係る経費 (補助率3/4)	(対面・接触・飛沫防止) キャッシュレス決済端末、熱感知カメラ(サーモグラフィ)、非接触式体温計 等 (消毒・滅菌・洗浄) 非接触式ディスペンサー、加湿器、光触媒抗菌コーティング 等 (換気) 換気設備、サーキュレーター、HEPAフィルタ付き空気清浄機、二酸化炭素濃度測定器 等

【主な対象外経費】

- ・感染防止が主たる目的でないもの
- ・パソコンなど汎用性があるもの
- ・空間噴霧器など厚生労働省や消費者庁から利用を推進されていないもの

申請受付開始

令和3年6月14日から補助金申請、問合せ等の受付を開始

【かがわ安心飲食店認証事務局（コールセンター）】
 高松市寿町2-4-20 高松センタービル3階
 TEL: 087-822-7111

令和3年6月11日
経営支援課

Go To Eatキャンペーンに係る本県の対応について

飲食店への営業時間短縮の要請延長と併せて、令和3年6月1日（火）から6月14日（月）までの期間中、午前0時から午前5時まで及び午後9時から午後12時までの時間帯について、Go To Eatキャンペーンにおける食事券及びオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけを行うよう、同キャンペーンの実施主体である農林水産省に依頼しておりましたが、飲食店への営業時間短縮の要請解除とあわせて、同キャンペーンにおける食事券等の利用自粛の呼びかけの期間を、当初の予定どおり、令和3年6月14日（月）までとするよう、改めて、農林水産省に連絡します。

なお、利用期限については、令和3年8月31日（火）まで延長すると公表されております。

香川県の現状

パネル1

【6/1～感染拡大防止集中対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
35人	44人

6月 累積新規感染者数 (6月10日現在)	5月 累積新規感染者数
50人	730人

指 標	6月10日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 3.7人 <直近1週間 (6/4～6/10) 35人 >
② 感染経路不明者数の割合	48.6% <①の 35人 のうち感染経路不明は 17人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	0.8 <先週1週間 5/28～6/3) 44人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	17.8% <入院患者 41人 / 病床230床>
// (入院医療：入院率)	62.5% <入院患者 45人 / 療養者数 72人 >
// (重症者用病床：確保病床の使用率)	17.9% <重症患者 5人 / 病床28床>
⑤ 療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 7.5人 < 72人 [入院 45人、宿泊療養等 27人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	0.4% <陽性 35人 / 検査数 8629人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

医療ひっ迫 警戒警報

- ▶ 不要不急の外出、他の都道府県との往来は慎重に検討を。
- ▶ 人混みを避けた行動を。
- ▶ 感染対策が不徹底な飲食店等の利用自粛を。
- ▶ マスクは飲食時もきちんと着用を。

ポイントをおさえて会食を

- 会話の時は、マスクを着用。
- 会食は、短時間で、できるだけ、家族が、4人まで。
- 座の配置は斜め向かいに。
(正面や真横はなるべく避ける)
- 混雑していない、ガイドラインを遵守したお店で。

ご協力をお願いします！

